

平成二十三年二月四日提出
質問第四六号

閣議決定文書の文体に関する質問主意書

提出者 橘 慶一郎

閣議決定文書の文体に関する質問主意書

政府の文書には、いわゆる「である体」と「です・ます体」があり、法令は通常「である体」を使用しているものと理解している。しかるに、政権交代後に新たに閣議決定されることになった「税制改正大綱」は「です・ます体」を採用している。「です・ます体」は表現がソフトに感じ取られる反面、文書量が多くなり、内容を簡潔に伝えようとするならば、効率が悪いのではないかと考える。ついては、敢えて「です・ます体」を採用している意図等について、以下三項目にわたり質問する。

一 閣議決定文書で「です・ます体」を使用している例は少ないという印象があるが、いかがか。「税制改正大綱」以外での「です・ます体」の事例について伺う。また、閣議決定文書で「である体」と「です・ます体」のいずれを採用するかについての基準を伺う。

二 平成二十二年度より閣議決定されている「税制改正大綱」において、「です・ます体」を採用した理由を伺う。一方、「財政運営戦略」（平成二十二年六月二十二日閣議決定）のような財政運営の礎となる文書であっても、「である体」を使用している現状で、敢えて「税制改正大綱」の文体を「です・ます体」としている理由を伺う。

三 「平成二十三年度税制改正大綱」（平成二十二年十二月十六日閣議決定）は総体が百三十五頁にも及ぶ大部なものであり、簡素化の観点からも「である体」が望ましいのではないかと考えるが、内閣の見解を伺う。

右質問する。